

石巻市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての市民が自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。）が出生時の性別と異なる者をいう。）である二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が互いの意思でパートナーシップを形成していること。
- (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）を予約の上、市長が指定した場所において、石巻市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及び石巻市パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書（様式第2号。以下「確認書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。ただし、当該宣誓者の一方又は双方が宣誓書及び確認書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、当該宣誓者の双方及び市職員の立会いの下に、他の者に代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している場合にあ

っては、その事実が確認できる書類)

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した宣誓者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類（宣誓日において有効なものに限る。）のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他法令の規定により交付された書類であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める書類

3 宣誓者は、市内への転入を予定している場合には、確認書に記入した転入予定日から14日以内に第1項第1号に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、当該期間内に当該書類を提出することが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

4 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。

（通称名の使用）

第5条 宣誓者は、市長が特に必要があると認める場合は、宣誓において通称名（戸籍に記載されている氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下この項において「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、市長が必要と認める書類を提示するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓書及び確認書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、石巻市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号）及び石巻市パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第4号）（以下「受領証等」と総称する。）に当該宣誓書の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。ただし、宣誓者が市内への転入を予定している場合には、第4条第1項第1号に掲げる書類の提出があった後に受領証等を宣誓者に交付するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、当該宣誓者が前条第1項の規定により通称名を使用するときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に併記するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等を紛失し、破損し、又は汚損したときは、石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下この条において「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を破損し、又は汚損した宣誓者は、再交付申請書にその受領証等を添えなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付するものとする。
- 4 宣誓者は、前項の規定により受領証等の再交付を受けた後、紛失した受領証等を発見したときは、これを市長に返納しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 受領者は、氏名(通称名を含む。)又は住所に変更があったときは、速やかに、石巻市パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第6号。以下この条において「変更届」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 受領者は、受領証等に記載する氏名を通称名に変更する場合は、変更届に当該変更の内容が確認できる書類及びその受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による変更届の提出があったときは、その内容を確認し、これに基づく受領証等を交付するものとする。

(受領証等への子の記載等)

第9条 宣誓者又は受領者は、一方又は双方に子(実子又は養子をいう。以下同じ。)がある場合において、受領証等に当該子の氏名の記載を希望するときは、当該子の同意(当該子が18歳未満の場合にあっては、当該子及びその親権者の同意)を得た上で、石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子に関する届出書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 当該子が当該宣誓者又は受領者の子であることを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により受領証等に氏名を記載された子がいる受領者又は受領証等に氏名を記載された15歳以上の子は、当該受領証等から当該子の氏名の削除を希望するときは、石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子の氏名削除申立書(様式第8号)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出書の提出又は前項の規定による申立書の提出を受けたときは、その内容を確認し、これに基づく受領証等を交付するものとする。
- 4 第4条第2項の規定は、前項の規定により市長が受領証等を交付する場合について準用する。

(受領証等の返還)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第9号。次項において「返還届」という。)に受領証等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 双方が互いの意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 受領者の一方が死亡したとき。
- (3) 受領者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (4) 第3条第4号又は第5号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (5) 受領証等の返還を希望するとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還の届出について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓書」とあるのは「返還届」と、「宣誓者」とあるのは「受領者」と読み替えるものとする。

3 市長は、第3条各号に掲げる要件に該当しないと認めるときその他市長が特に必要と認めるときは、第1項の規定により受領証等が返還されたものとみなすことができる。

4 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときは、受領証等の交付番号（受領証等に付与された番号をいう。以下同じ。）を公表するものとする。

（無効となる宣誓）

第11条 宣誓は、第1号に該当する場合にあっては初めから無効であったものとし、第2号又は第3号に該当する場合にあっては当該各号の規定に該当する事由が生じた時から効力を失うものとする。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて宣誓をしたことが判明したとき。

(2) 宣誓をした者が第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 宣誓をした者が第4条第3項の規定に反して、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出しないとき。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定により効力を失うものとされた宣誓に係る受領証等の交付番号を公表するものとする。

（啓発）

第12条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への啓発活動を行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。